

掛川市条例第8号

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定による職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>以下「法」という。)</u> 第23条第1項の規定による職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。
(市長が管理及び執行する事務) 第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。	(市長が管理及び執行する事務) 第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。 <u>(1) 公民館の設置、管理及び廃止に関すること</u> <u>(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るもの</u> <u>を含む。)</u>
<u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)	<u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(掛川市公民館条例の一部改正)

2 掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(開館時間等) 第3条 公民館の開館時間及び休館日は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。 (使用の許可) 第5条 公民館を使用しようとする者は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付すことができる。 (使用の不許可) 第6条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。 (1)～(4) (略) (使用許可の取消し等) 第7条 <u>教育委員会</u> は、公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 (1)～(3) (略) 2 (略) (使用料) 第8条 (略) 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認めるとときは、この限りではない。 (使用料の減免) 第9条 <u>教育委員会</u> は、特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができます。 (使用料の不還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。	(開館時間等) 第3条 公民館の開館時間及び休館日は、 <u>規則</u> で定める。 (使用の許可) 第5条 公民館を使用しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u> は、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付すことができる。 (使用の不許可) 第6条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。 (1)～(4) (略) (使用許可の取消し等) 第7条 <u>市長</u> は、公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 (1)～(3) (略) 2 (略) (使用料) 第8条 (略) 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるとときは、この限りではない。 (使用料の減免) 第9条 <u>市長</u> は、特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができます。 (使用料の不還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) (略)	(1) (略)
(2) 使用しようとする日前7日までに使用の許可の取消しを申し出て、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認めるとき。 (特別設備の許可)	(2) 使用しようとする日前7日までに使用の許可の取消しを申し出て、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるとき。 (特別設備の許可)
第11条 使用者は、公民館に特別の設備をしようとするときは、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 (公民館運営審議会)	第11条 使用者は、公民館に特別の設備をしようとするときは、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 (公民館運営審議会)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱する。	3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから <u>市長</u> が委嘱する。
4・5 (略) (委任)	4・5 (略) (委任)
第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。